

これから使えるコロナ対策（第2次補正予算で新制度登場）

●家賃の2/3を半年間補助！

NEW!!

営業自粛期間、家賃負担は大きな負担となりました。全社員在宅ワークとして契約解約に踏み切る企業や、出店をやめキッチンに切替える飲食店も…。

◆家賃支援給付金が登場

店舗や事務所の月額家賃の2/3を半年間補助する制度。1箇所当り最大300万円、2箇所以上で最大600万円が補助されます。5月の売上が前年の50%以下ならすぐに申請可能。とはいえ都心の高い家賃負担には焼け石に水！？

対象者	資本金10億円未満の企業/個人事業主
5月～12月の売上	① 1カ月の売上高が、前年同月比▲50%以上減少 ② 連続する3カ月間の売上高が前年同期比▲30%以上減少
補助額	家賃の2/3 × 6カ月分 (月額上限：法人50万円、個人25万円) ※複数店舗の特例では最大100万円

◆売上管理できていますか？

対象期間や割合に差はあるものの、IT関連制度は“売上減少”が要件。根拠として売上台帳や試算書の提出が求められます。翌月初には前月上を把握する必要性が高まっています。

●人気の“持続化給付金”に上乗せ措置

売上半減で最大200万円の持続化給付金は、5月に支給開始、すでに受け取った企業も。専用HPでデータや必要書類を登録申請すると2週間程度で入金、と雇用調整助成金よりずっとシンプルでスピーディです。

2021年1月15日が申請期限なので、売上次第で今後申請余地が出てくる可能性もありそうです。

対象者	資本金10億円未満の企業 従業員2,000人以下の法人または個人
1月～12月の売上	1カ月の売上高が、前年同月比▲50%以上減少
補助額	上限 法人200万円、個人100万円 ※前年の総売上ー (前年同月比▲50%の月の売上×12カ月)

NEW!! 事業所得の申告をしていないフリーランスでも、雑所得等で申告した定型的な売上が減少していれば、持続化給付金が申請できることに！

●来年の固定資産税がゼロ！？

3カ月間の売上が前年同期比50%以下に減少していれば、自社ビルや機械設備等の“来年”の固定資産税（償却資産税）がゼロになる特例です。

第二波到来など今後の状況次第では申請余地があり、タイムリーな売上把握がポイントに！

対象者	資本金1億円以下の法人 従業員1,000人以下の法人または個人 (大会社の子会社は除く)
2月～10月の売上	任意の3カ月間で、前年同期比▲30%以上減少
減免額	売上：50%以上減 → ゼロへ 売上：30%以上50%未満減 → 1/2へ
申請方法	2021年1月末までに市町村へ申請（認定経営革新等支援機関等の認定必要）

●補助金で販売促進や体制整備を！

◆小規模事業者持続化補助金（公募中）

売上が前年同月比▲20%以上減少した小規模法人や個人事業主が対象。

ITの影響を乗り越えるための販路開拓等のために投資した場合、最大100万円（経費の2/3から3/4）が補助の対象に！

◆IT導入補助金（公募中）

中小企業対象にITツール導入による業務効率化を支援する補助金（業種によって企業規模の指定あり）。

補助額は30万円から450万円で、投資内容等に依りて負担経費の1/2から3/4が補助されます。

●社員自身が申請できる“休業支援金”

NEW!!

休業手当を支払う余裕のない企業も続々…、手当を支払わない企業で働く社員やアルバイトの救済策として“休業支援金制度”が登場へ。

制度名	休業支援金（仮称）	雇用調整助成金
申請者	休業手当がもらえなかった社員やアルバイト	休業手当を支払った企業
給付率	賃金の80%	休業手当額100%
補助上限	月額33万円 (1万1千円/日)	月額33万円 (1万5千円/日)
対象期間	4月1日～9月30日	

補助対象となる投資の例

A	サプライチェーン毀損（部品入荷や製品供給停止）への対応	調達困難となった部品の内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓など
B	非対面型ビジネスモデルへの転換	出前注文受付用のWEBサイト開発、旅館の予約用自動受付機導入など
C	テレワーク環境の整備	WEB会議システムの導入やIT環境整備